



「お札をコピー機に置くだけで罪になる?」

〔通貨の偽造防止〕

「お金の偽造は犯罪である」ということは誰でも知っていると思いますが、実は通貨の偽造には非常に重い罰が科せられるとともに、それを未然に防ぐための法律も存在します。例えば、お札を不用意にコピー機の読み取り部分に置いたりすると罪に問われる可能性があります。これは「通貨偽造等準備罪」と言い、貨幣や紙幣を偽造する目的で器械や原料を準備することに対する罪です。このような「偽造」だけでなく、通貨に手を加えて本来の価値を変えたりする「変造」も厳しく罰せられます。そもそもお金とは、紙や金属でしかなく、そこに通貨としての価値があると保証しているのは国家です。そのため、お金の価値を揺るがしかねない行為は世界各国で非常に厳しく取り締まられており、私たちの暮らしはその保証のもとで成り立っているのです。

経済を多角的に学び、暮らしを支える。それが生活環境学部 生活マネジメント学科。